

東京日本語教育センター同窓会 公認基準

1. 総則

- (1) 東京日本語教育センター（国際学友会を含む。以下「東京センター」という）に在学したことがある者が組織する同窓会は、書面により申請を行い、東京センターの審査を経ることにより、東京センターの公認する「公認同窓会」となることができる。
- (2) 公認の申請は、所定の「申請書」（別紙様式1）、「会員名簿」（別紙様式2）及び「規約、会則等」によるものとする。
- (3) 公認同窓会は、原則として名称中に「国際学友会」を含むこととする。ただし、カッコ書きによる補足・愛称の登録も可能とする。

2. 公認要件

公認に当たっては、以下の各要件を満たしていなければならない。

- (1) 会長、副会長の各役職をそれぞれ1名以上置くこと。
- (2) 東京センターに在学したことがある者が会長又は副会長を務めていること。
- (3) 東京センターに在学したことがある会員の数が5名以上であること。
- (4) 東京センターに在学したことがある者を主たる構成員とすること。
- (5) 組織や運営等に関する規約、会則等を定めていること。
- (6) 一定の活動実績又は活動計画を有すること。
- (7) 会員相互の親睦と研鑽又は東京センターによる教育活動の支援その他東京センターの発展に寄与することを目的とする団体であって、特定の政治、宗教、思想、営利などに著しく偏るものでないこと。

3. 公認拒否要件

所定の手続きにより公認の申請があった場合において、以下のいずれかに該当するときは、東京センターは公認を拒否することができる。

- (1) 2. の公認要件を満たしていないと判断した場合。
- (2) 審査の過程において、公序良俗に反するなど公認を拒否するに足る事項が確認された場合。

4. 公認後の公認取消し

公認後において、公認同窓会が2. の要件を満たさないこととなった場合は、東京センターは当該同窓会の公認を取り消すことができる。